

つくば市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1に置く。

（協議事項及び事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- （2）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （3）地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。
- （4）形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （5）形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2）一般乗用旅客自動車運送事業者
- （3）鉄道事業者

- (4) 茨城県知事の指名する者
- (5) 茨城県つくば中央警察署長，つくば北警察署長又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 市長又はその指名する者
- (9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (10) 社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
- (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (12) 前各号に掲げる者のほか，協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は原則2年とし，再任されることを妨げない。ただし，補欠により委嘱し，又は任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 必要に応じ，委員の追加を行うこととする。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き，その定数は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人
- (3) 監事2人

2 役員は，前条第1項の規定に基づき，委員となるべき者の中から，互選によりこれを選任する。

3 会長，副会長及び監事は，これを相互に兼ねることはできない。

4 役員の任期は原則2年とする。ただし，補欠又は増員による任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は，協議会を代表し，その会務を総理する。

2 副会長は，会長を補佐して協議会の業務を掌理し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長の職務を代理する。

3 監事は，協議会の出納監査を行い，その状況を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は多数決とする。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 1 2 条 協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（報酬及び費用の弁償）

第 1 3 条 会議に出席した委員及び第 7 条第 4 項の規定により会議に出席した者並びに幹事会に出席した委員及び幹事会規程第 5 条第 4 項の規定により幹事会の会議に出席した者は，会議及び幹事会の会議への出席に係る報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし，これに代わる対価を別に得ている者については，この限りではない。2 前項の報酬及び費用の弁償の額は，つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 62 年つくば市条例第 15 号）に準ずることとし，その額は 1 回につき 10,500 円とする。

3 前項の報酬及び費用の弁償の支給方法は，現金による手渡しとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第 1 4 条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，会長が別に定める。

附則

この規約は，平成 21 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この規約は，平成 21 年 7 月 1 日から施行し，改正後の規定は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は，平成 22 年 5 月 27 日から施行し，改正後の規定は，平成 22 年 5

月 6 日から適用する。

附則

この規約は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 8 月 21 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 6 月 28 日から適用する。

附則

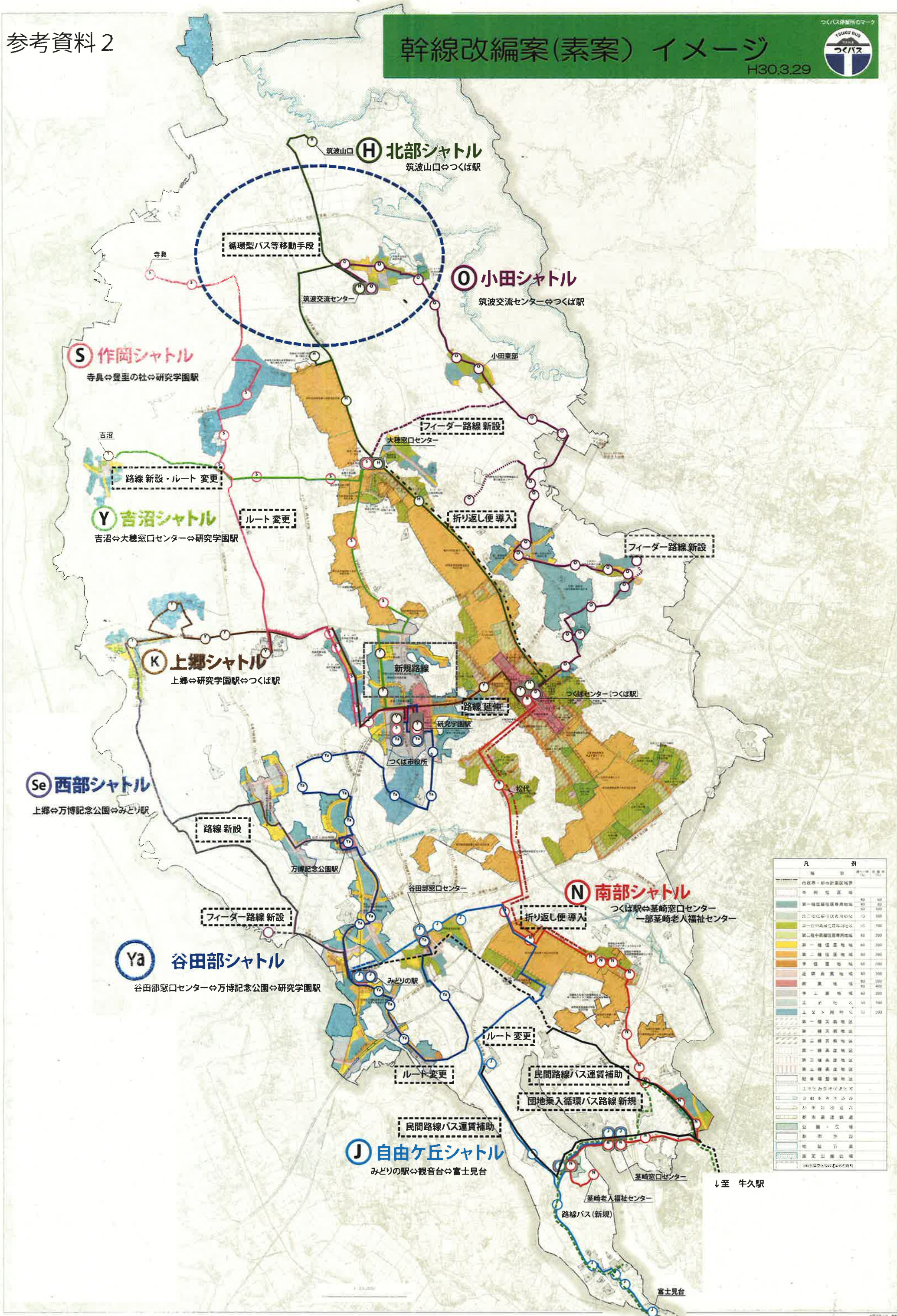
この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。



地区概況

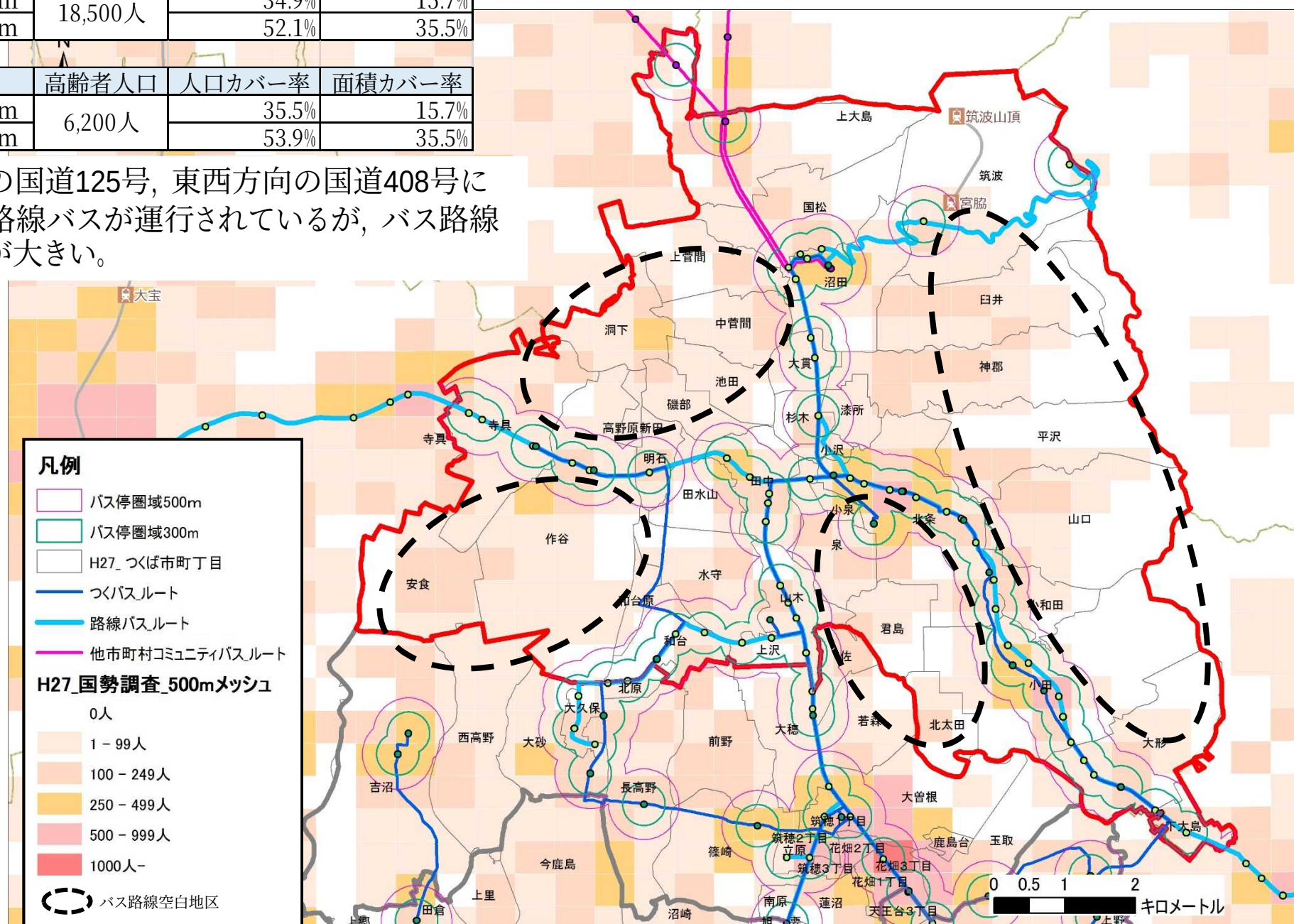
平成30年 3月29日

つくば市 都市計画部 総合交通政策課

1 地区概況（筑波地区）

	総人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	18,500人	34.9%	15.7%
バス停500m		52.1%	35.5%
	高齢者人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	6,200人	35.5%	15.7%
バス停500m		53.9%	35.5%

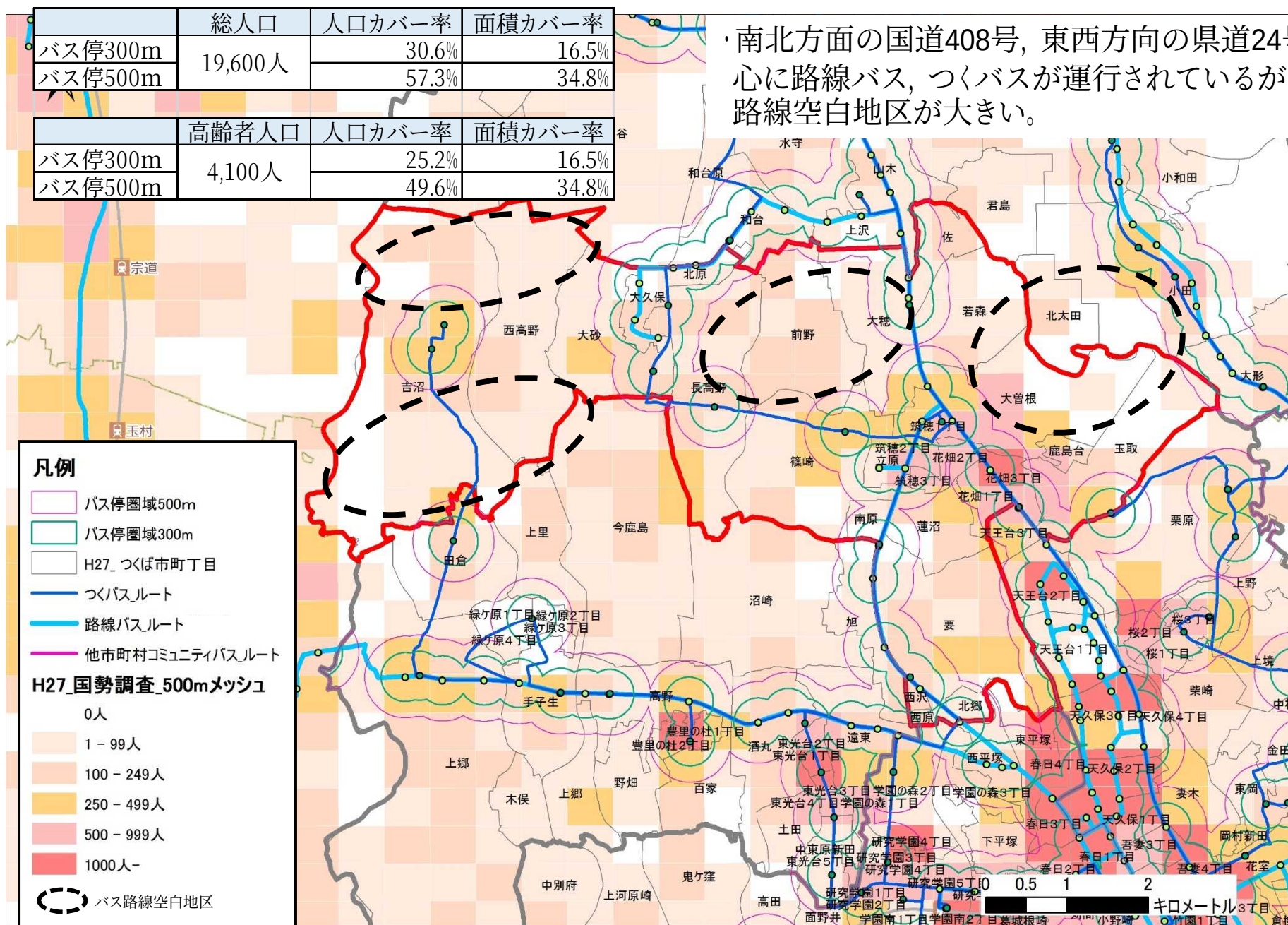
・南北方向の国道125号，東西方向の国道408号につくバス，路線バスが運行されているが，バス路線空白地区が大きい。



2 地区概況（大穂地区）

	総人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	19,600人	30.6%	16.5%
バス停500m		57.3%	34.8%
	高齢者人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	4,100人	25.2%	16.5%
バス停500m		49.6%	34.8%

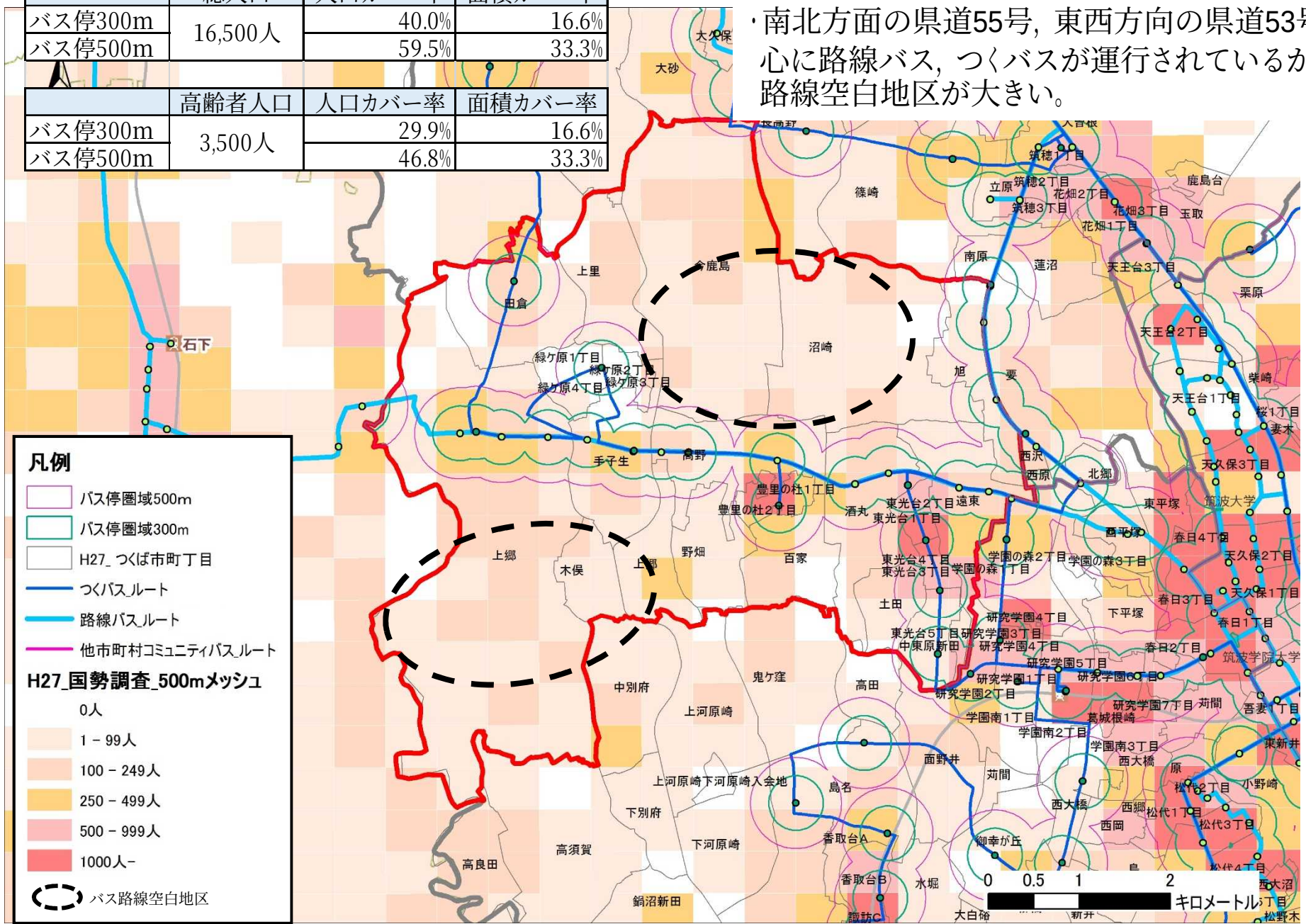
・南北方面の国道408号，東西方向の県道24号を中心に路線バス，つくバスが運行されているが，バス路線空白地区が大きい。



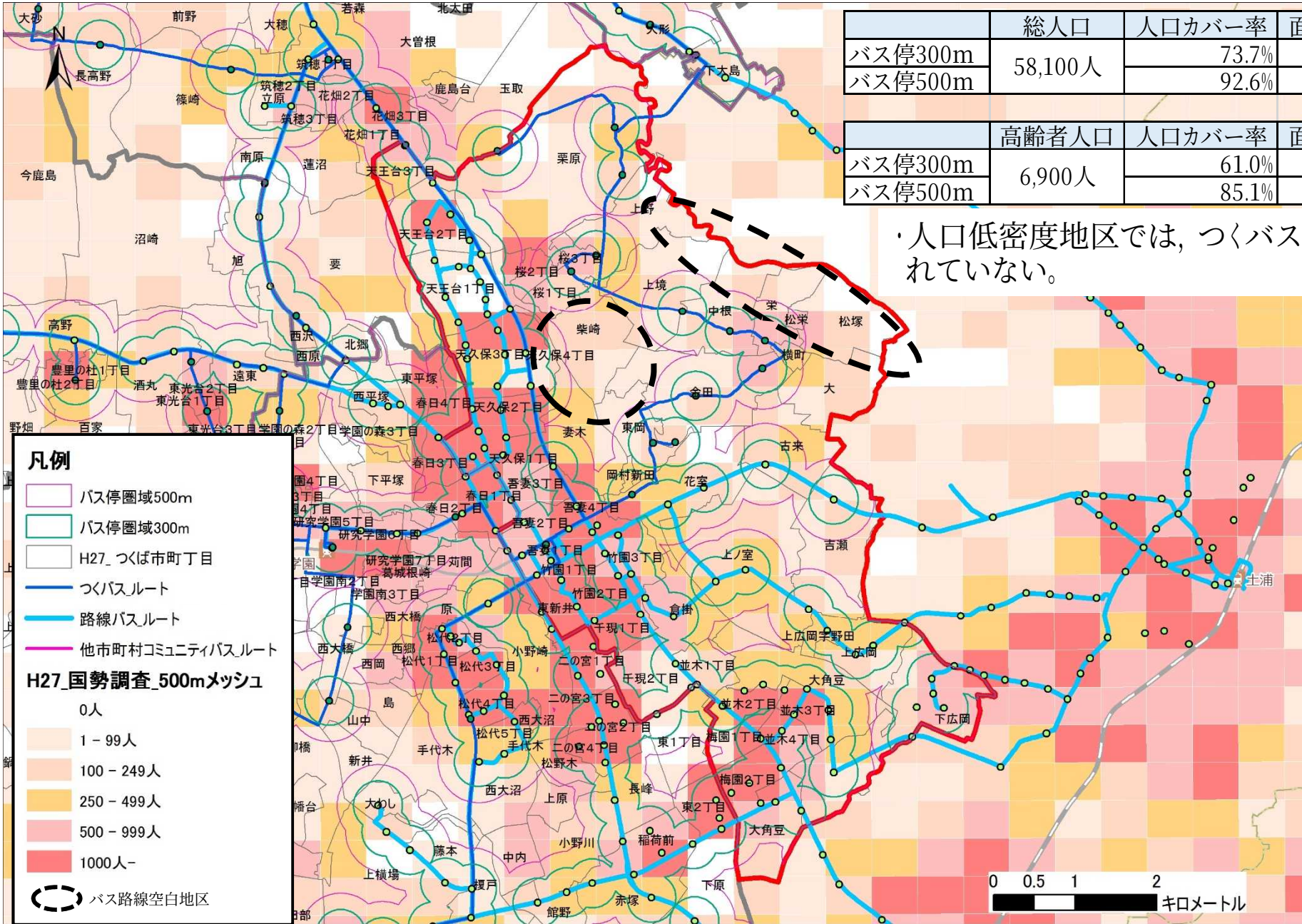
3 地区概況（豊里地区）

	総人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	16,500人	40.0%	16.6%
バス停500m		59.5%	33.3%
	高齢者人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	3,500人	29.9%	16.6%
バス停500m		46.8%	33.3%

・南北方面の県道55号，東西方向の県道53号を中心
に路線バス，つくバスが運行されているが，バス
路線空白地区が大きい。



4 地区概況（桜地区）



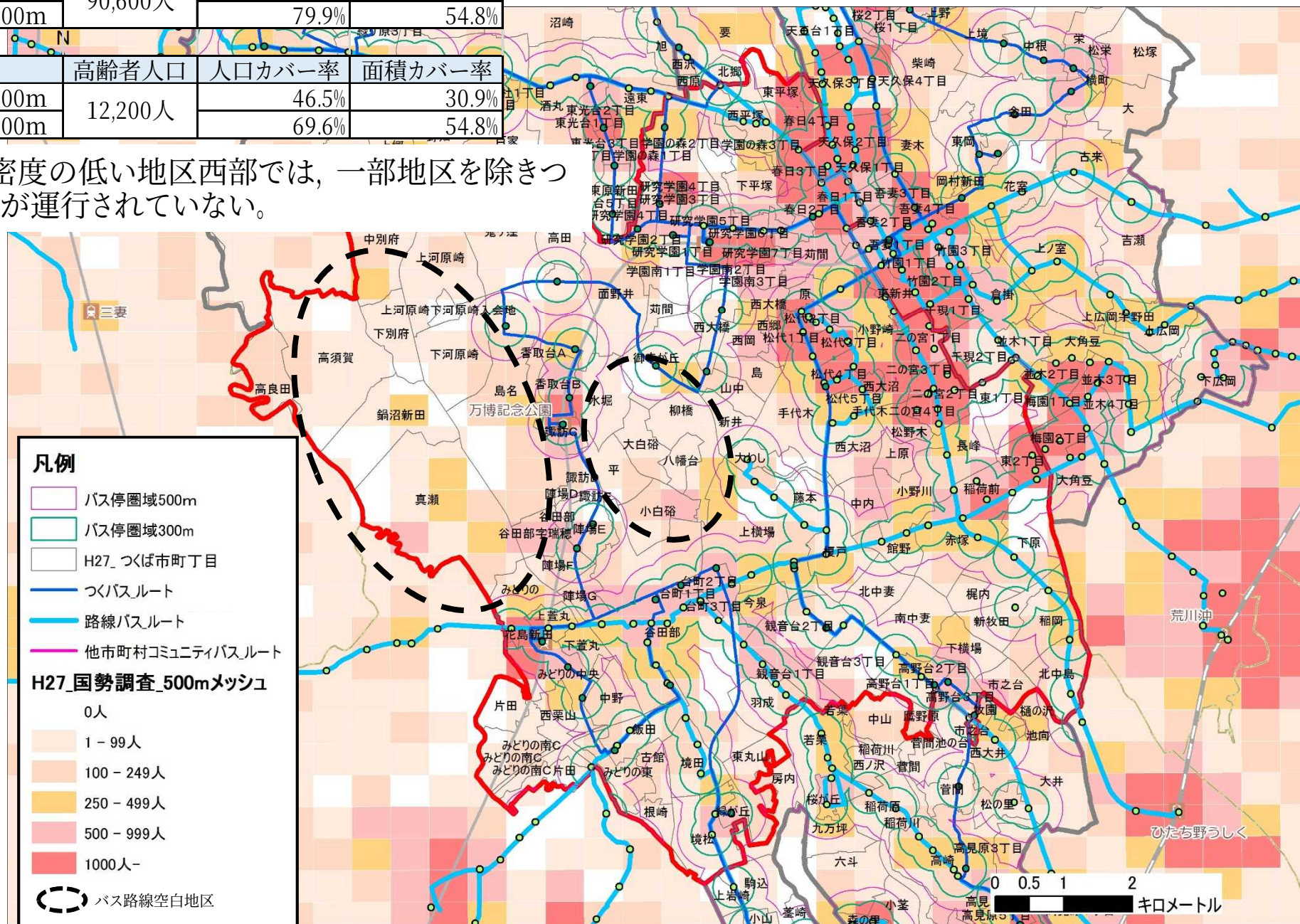
	総人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	58,100人	73.7%	48.1%
バス停500m		92.6%	74.9%
	高齢者人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	6,900人	61.0%	48.1%
バス停500m		85.1%	74.9%

・人口低密度地区では、つくバスが運行されていない。

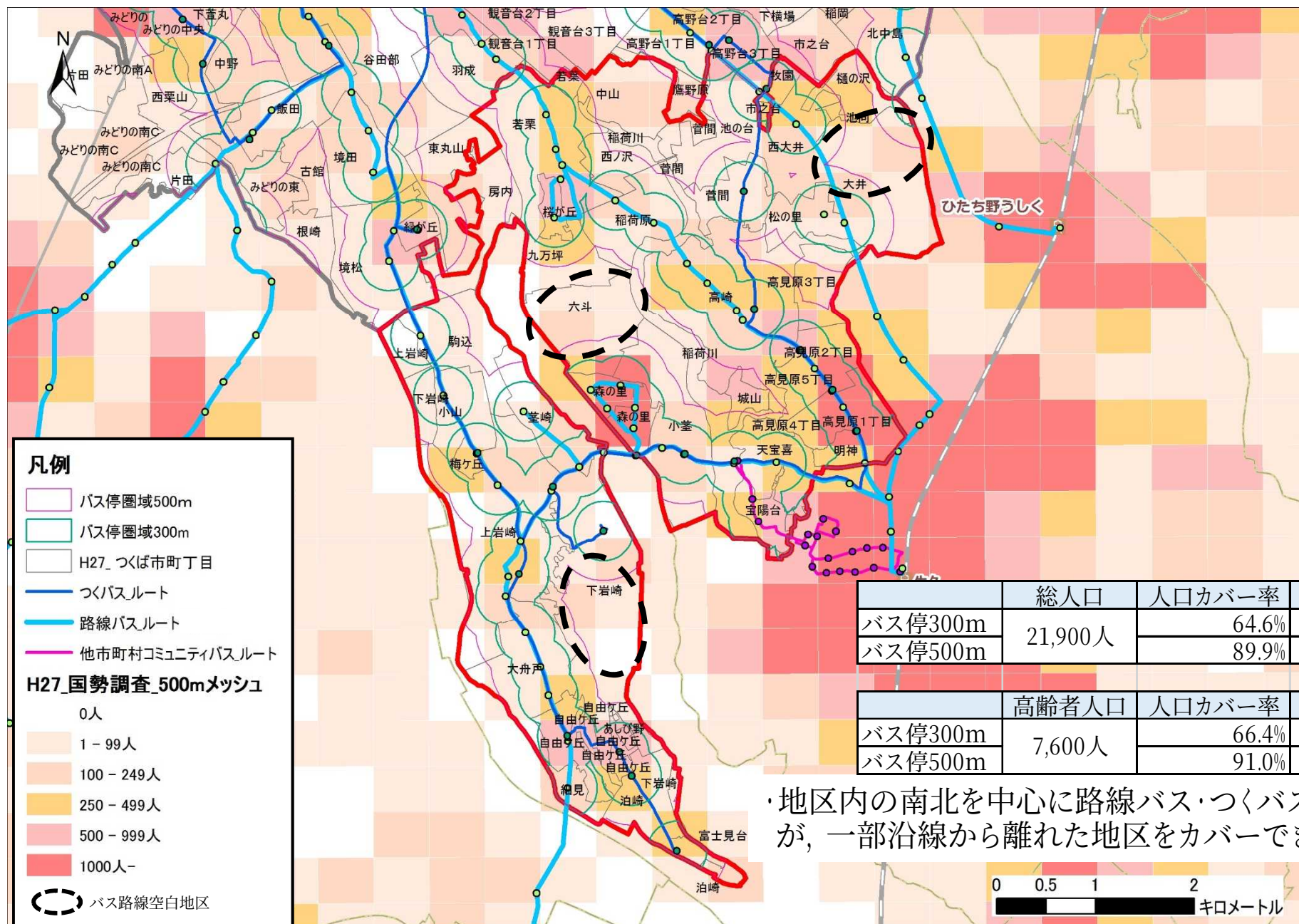
5 地区概況（谷田部地区）

	総人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	90,600人	55.2%	30.9%
バス停500m		79.9%	54.8%
	高齢者人口	人口カバー率	面積カバー率
バス停300m	12,200人	46.5%	30.9%
バス停500m		69.6%	54.8%

・人口密度の低い地区西部では、一部地区を除きつくバスが運行されていない。



6 地区概況（荃崎地区）

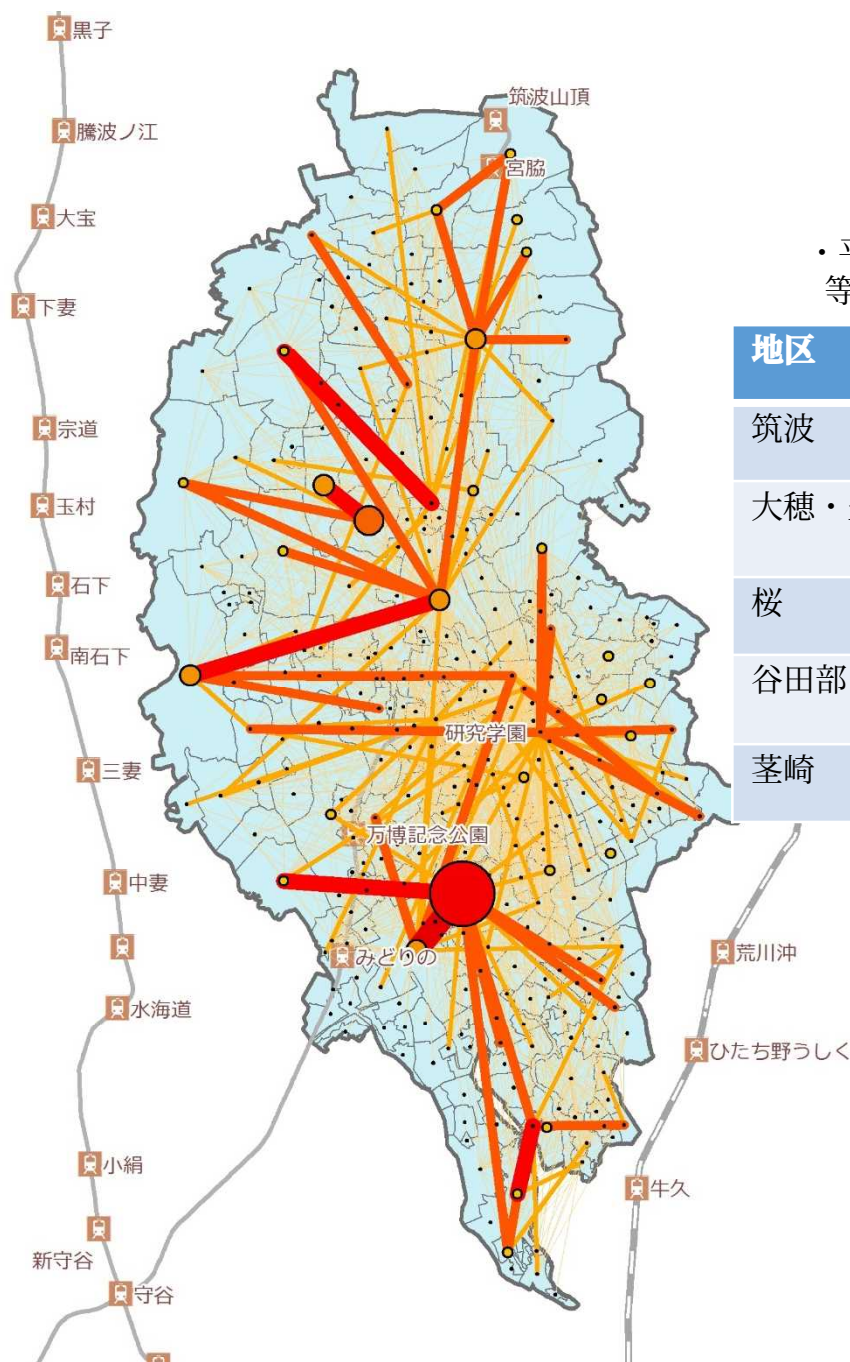


つくタク関係OD

平成30年 3月29日

つくば市 都市計画部 総合交通政策課

つくタクOD概況（全域）



・平成28年度の利用者OD全体像より，共通ポイント等を除外すると以下の傾向が認められる。

地区	主な移動先（傾向）	備考
筑波	筑波地区中心部・大穂地区への移動	
大穂・豊里	大穂地区中心部・つくばウェルネスパーク移動	
桜	地区内移動が主	
谷田部	地区内移動・筑波学園病院等	
荖崎	荖崎窓口センター,筑波記念病院等	

凡例

ゾーン内_キャンセル除く(年合計)

- ・ 0トリップ
- 50トリップ未満
- 50～99トリップ
- 100～149トリップ
- 150～199トリップ
- 200トリップ以上

発着ライン_キャンセル除く(年合計)

- 100トリップ未満
- 100～199トリップ
- 200～399トリップ
- 400～799トリップ
- 800トリップ以上

0 2 4 8
キロメートル

高齢者福祉タクシー利用助成券概況（全域）

高齢者 タクシー券

- ・平成28年度の高齢者福祉タクシー利用助成券利用者ODを示す。
- ・本利用券は、申請要件にあった65歳以上の高齢者に年間12枚（初乗り料金のみ適用）交付される。
利用エリアは問わない。

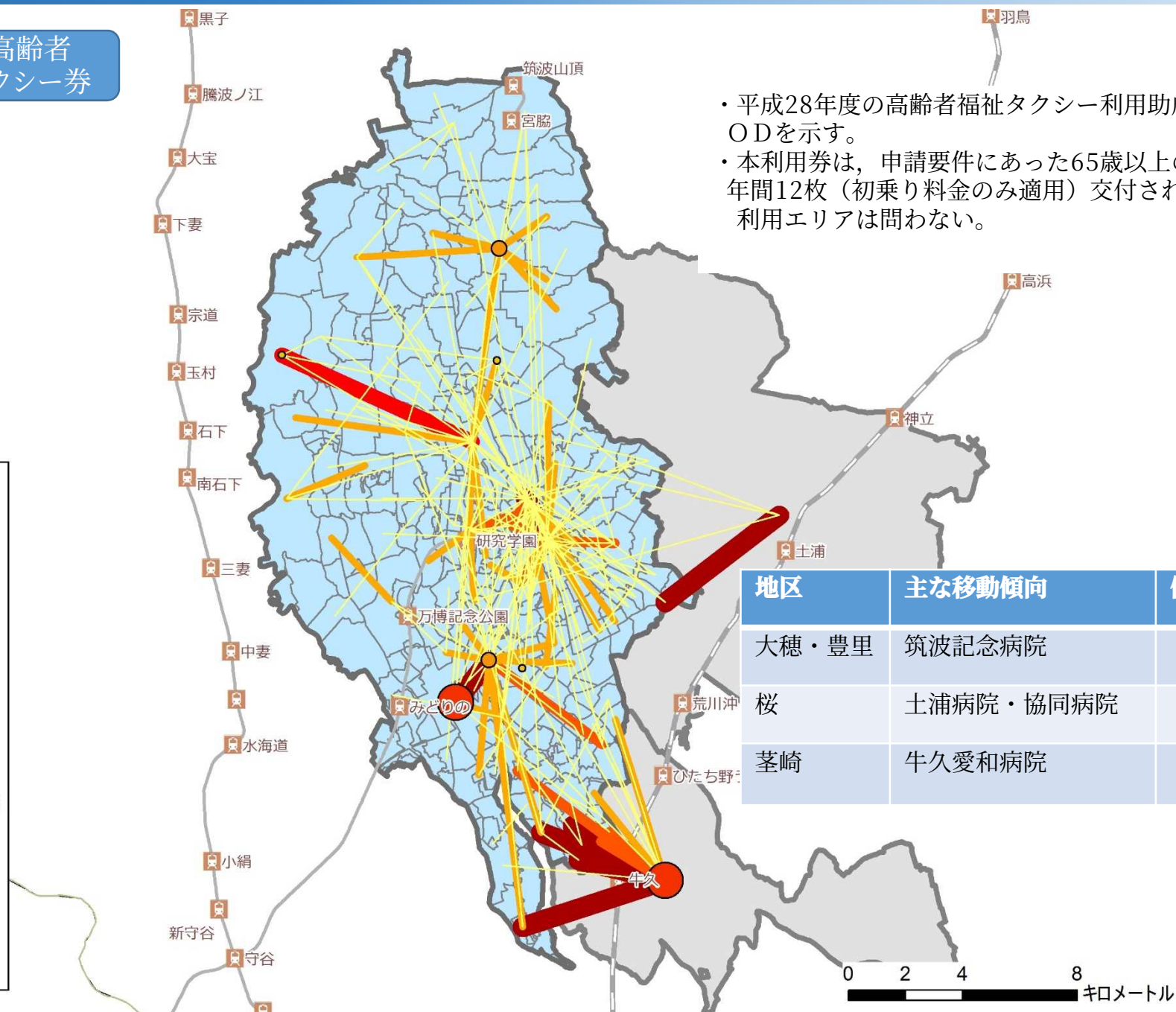
凡例

高齢タクシー券利用①

- ・ 1トリップ未満
- 1トリップ
- 2トリップ
- 3トリップ
- 4トリップ
- 5トリップ以上

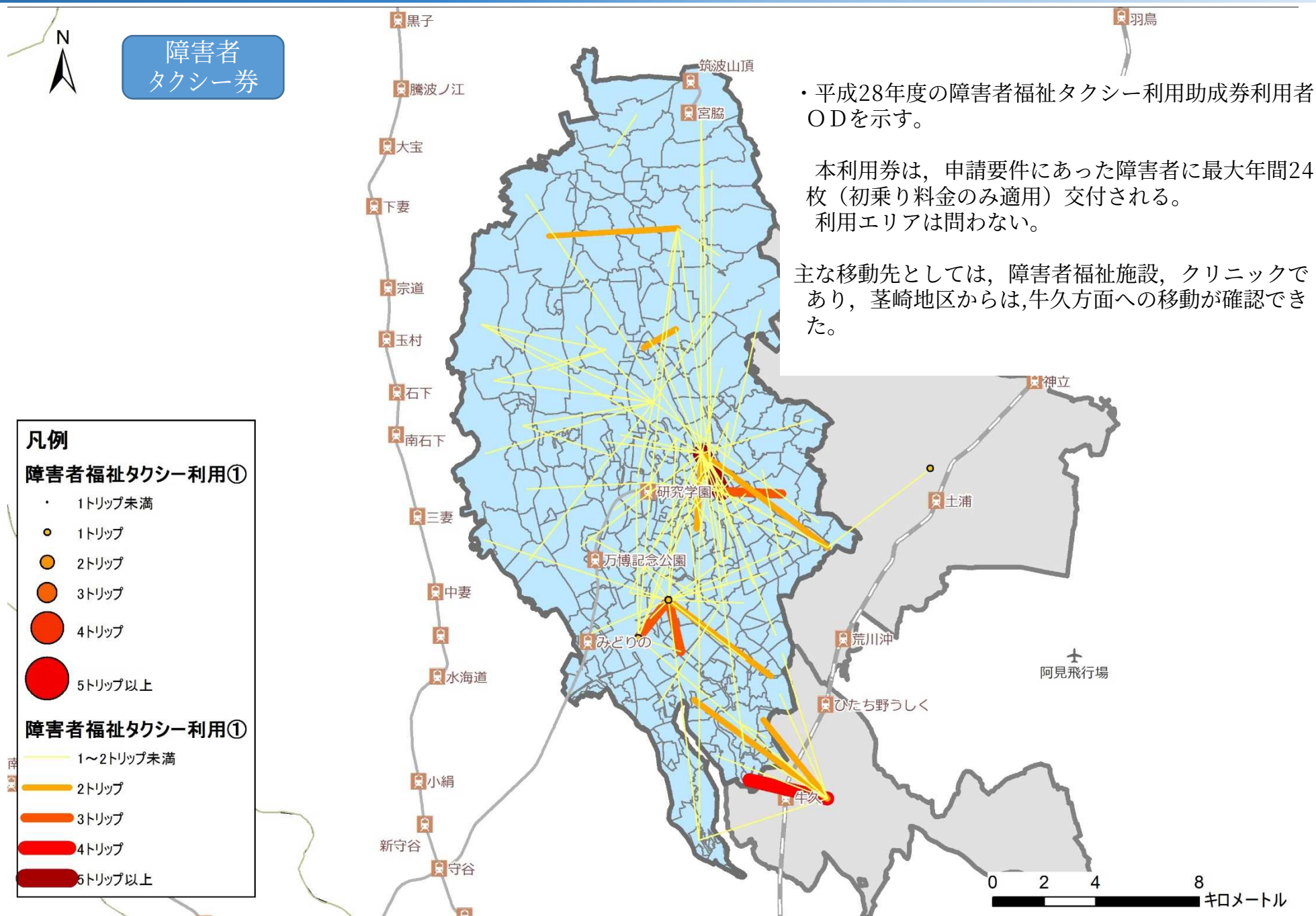
高齢者タクシー券利用①

- 1～2トリップ未満
- 2トリップ
- 3トリップ
- 4トリップ
- 5トリップ以上



地区	主な移動傾向	備考
大穂・豊里	筑波記念病院	
桜	土浦病院・協同病院	
荃崎	牛久愛和病院	

障害者福祉タクシー利用助成券概況（全域）



つくタク・福祉タクシー券利用概況（筑波地区）

- つくタク、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券ともに、北条（筑波中央病院等）が中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

自宅～筑波記念病院、筑波大学付属病院
つくばウェルネスパーク、
筑波メディカルセンター病院等

2) 高齢者タクシー券

自宅～筑波記念病院、筑波中央病院、
商業施設（近隣）、広瀬医院等

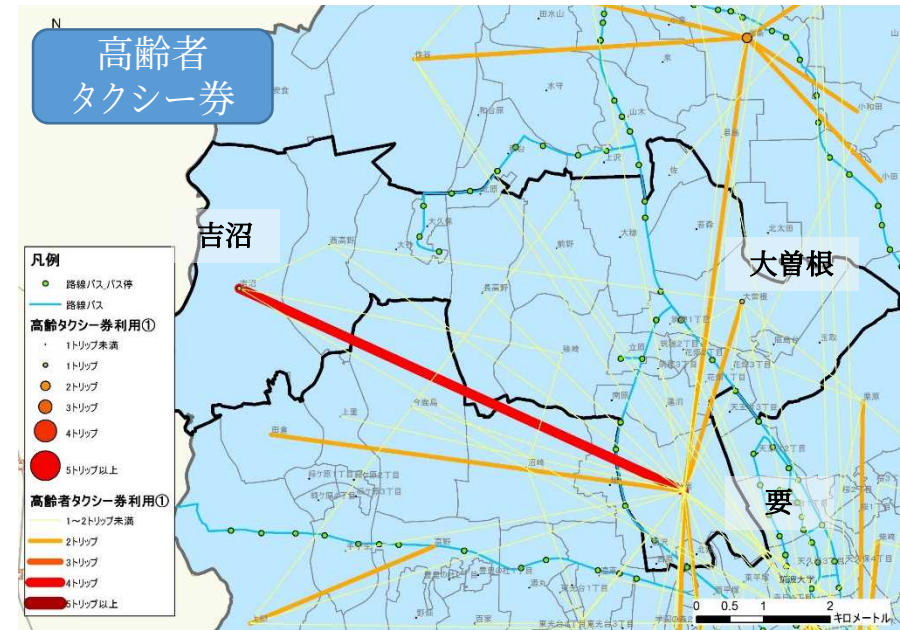
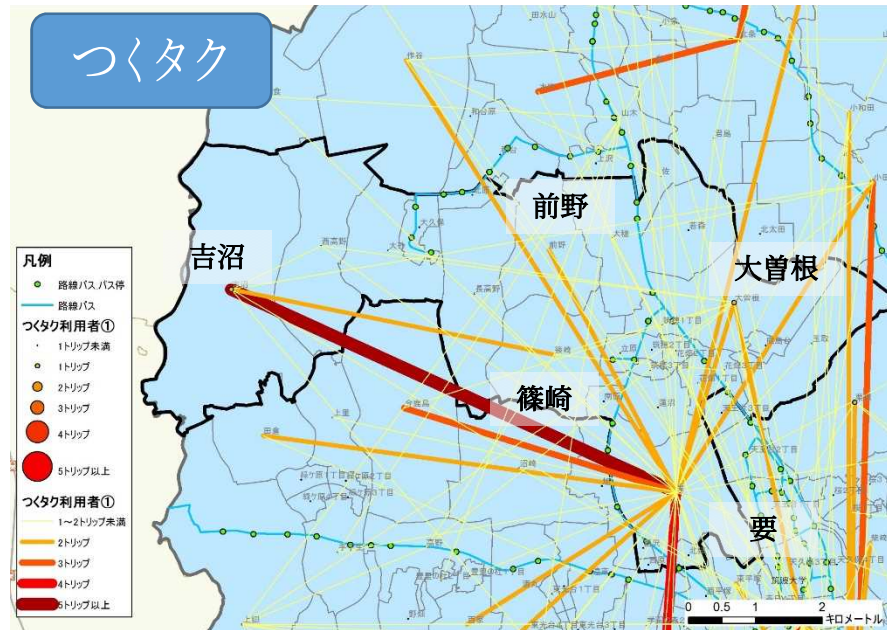
3) 障害者タクシー券

自宅～病院（近隣）
筑波メディカルセンター病院等



つくタク・福祉タクシー券利用概況（大穂地区）

- つくタク、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券ともに、要（筑波記念病院等）を中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

自宅～筑波記念病院、筑波大学附属病院
 大穂窓口センター、介護施設などでしこ

2) 高齢者タクシー券

自宅～筑波記念病院、筑波大付属病院、
 いちはら医院、商業施設（近隣）等

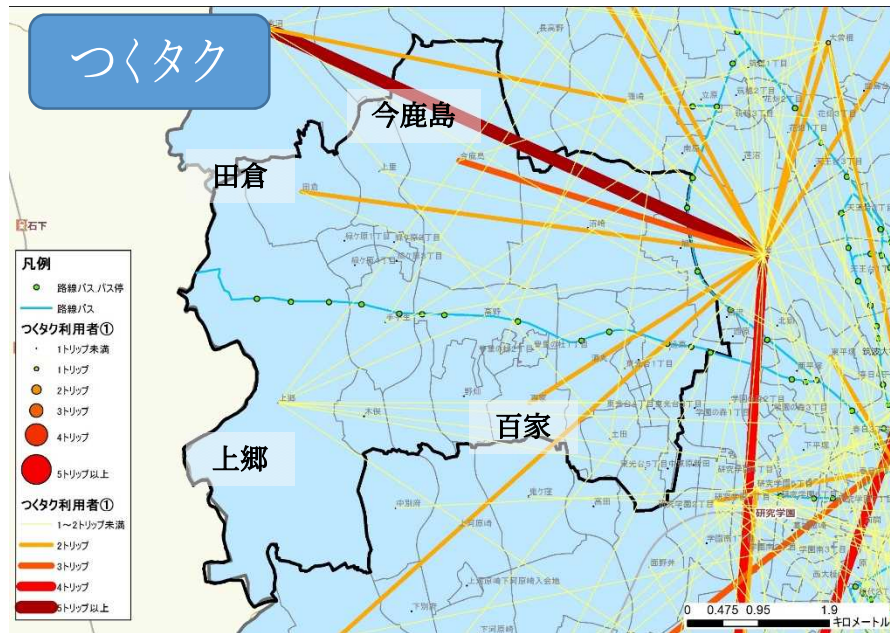
3) 障害者タクシー券

自宅～病院（近隣）、筑波大学附属病院、
 筑波メディカルセンター病院等



つくタク・福祉タクシー券利用概況（豊里地区）

- つくタク、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券ともに、要（筑波記念病院等）を中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

自宅～筑波記念病院、筑波大学付属病院
つくばウェルネスパーク、
筑波総合クリニック等

2) 高齢者タクシー券

自宅～筑波記念病院、筑波大学付属病院、
病院（近隣）、筑波総合クリニック等

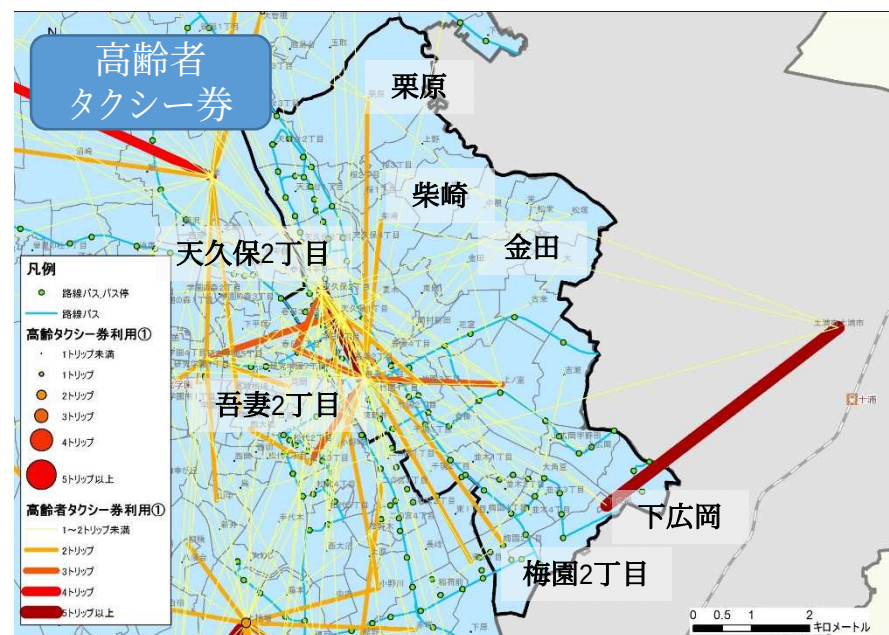
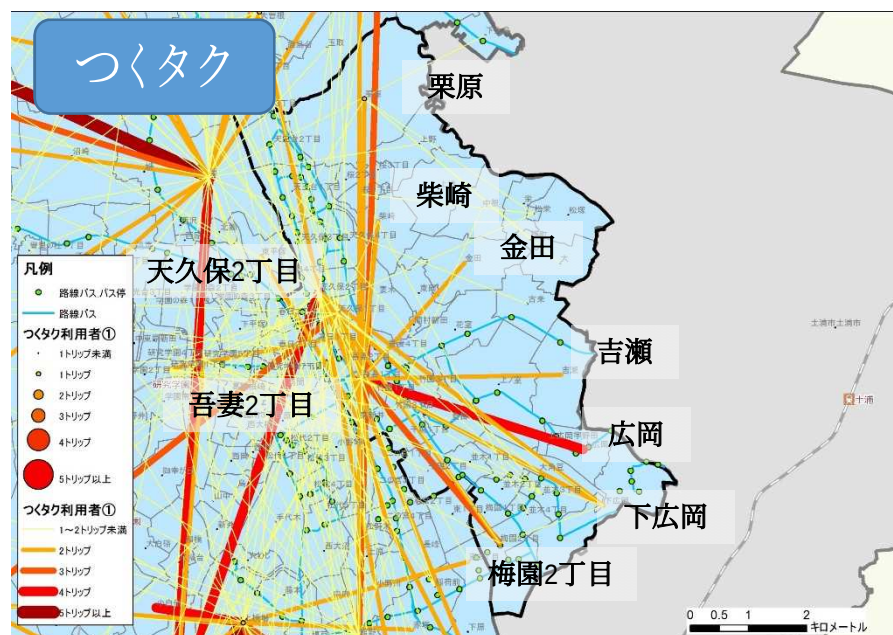
3) 障害者タクシー券

自宅～筑波記念病院、病院（近隣）
筑波大学付属病院



つくタク・福祉タクシー券利用概況（桜地区）

- つくタク、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券ともに、東2丁目（つくばセンター）、天久保2丁目（筑波大学付属病院）を中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

自宅～つくばセンター、イーアスつくば、
つくば市役所、筑波メディカルセンター
筑波大学付属病院等

2) 高齢者タクシー券

自宅～病院（近隣）、つくばセンター、
商業施設（近隣）等

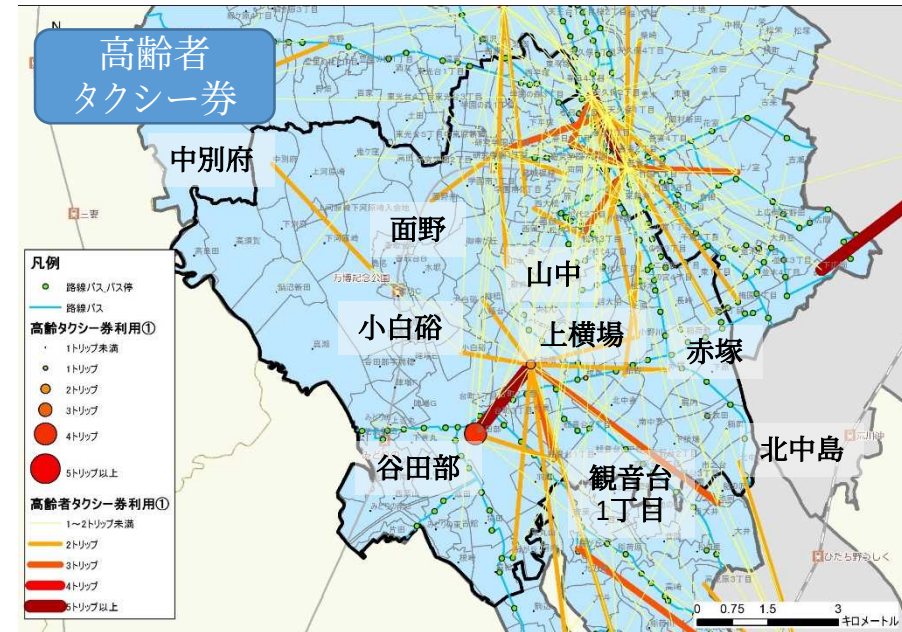
3) 障害者タクシー券

自宅～病院（近隣）、つくばセンター、
筑波大学付属病院、



つくタク・福祉タクシー券利用概況（谷田部地区）

- つくタク、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券ともに、上横場（筑波学園病院）を中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

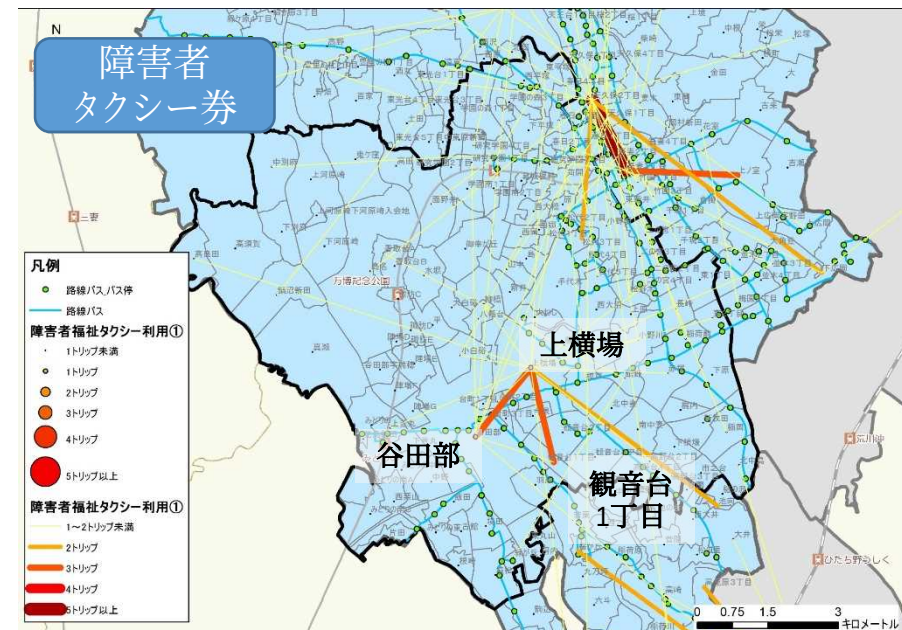
自宅～筑波学園病院、病院（近隣）、
 筑波大学附属病院、
 筑波メディカルセンター病院等

2) 高齢者タクシー券

自宅～病院（近隣）、筑波学園病院、
 筑波メディカルセンター

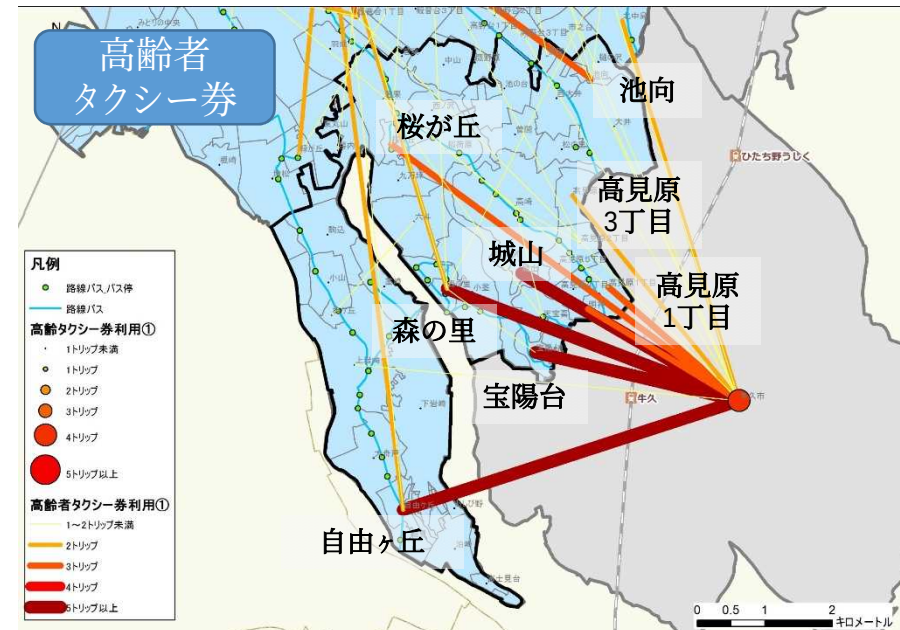
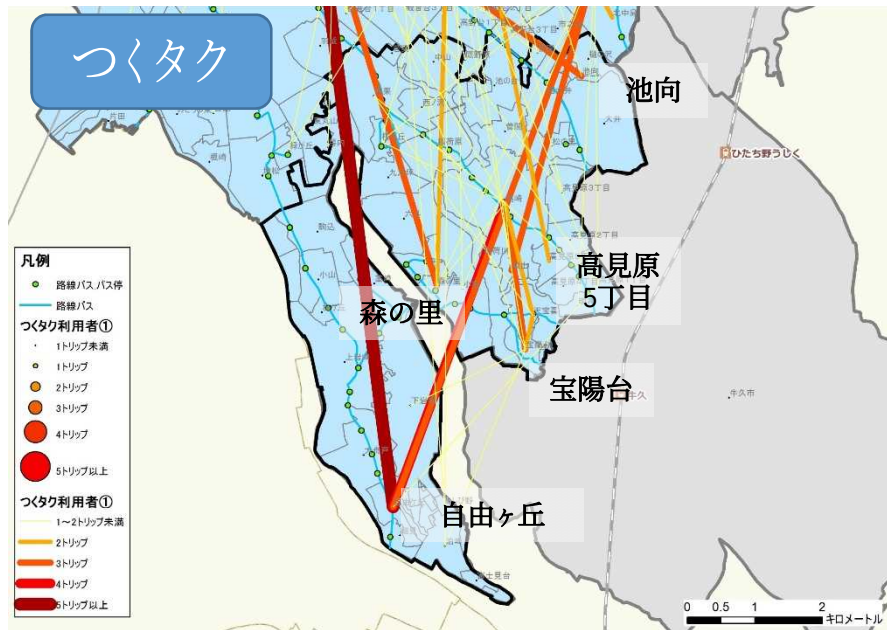
3) 障害者タクシー券

自宅～病院（近隣）、筑波学園病院
 筑波大学付属病院



つくタク・福祉タクシー券利用概況（荃崎地区）

- つくタクは市内、高齢者タクシー券、障害者他タクシー券は市外の牛久市（筑波愛和総合病院等）を中心とした移動となっている。



【回答による主な行先】

1) つくタク

自宅～筑波学園病院、イオンモールつくば、
病院（近隣）、つくば双愛病院、
筑波大学附属病院

2) 高齢者タクシー券

自宅～牛久愛和総合病院、病院（近隣）、
商業（近隣）、牛久駅

3) 障害者タクシー券

自宅～牛久愛和総合病院、病院（近隣）、
つくば双愛病院

